

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

「2」 香港

Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

香港專利條例第 83 條 (Chapter 514 Patents Ordinance : 最終改正 LN 252, 2009)。

<p>第83条 優先日前に始められた実施を継続する権利³⁰¹</p> <p>(1)ある発明に特許付与される場合、香港において標準特許出願のみなし出願日又は(場合により)短期特許出願日前に、又は優先権が主張されている場合は優先日前に、次のことを行う者は、(2)にいう所定の権利を有する。</p> <p>(a)特許が有効であれば侵害を構成するであろう行為を善意で行うこと、又は</p> <p>(b)当該行為を行うための有効かつ真摯な準備を善意で行うこと</p> <p>(2)(1)にいう権利は、次の権利のいずれかである。なお、本項により当該行為を行うことは、関係特許の侵害には至らない。</p> <p>(a)(1)にいう行為を継続する、又は場合により、その行為を行う権利</p> <p>(b)業として当該行為が行われたか又はそのための準備が行われていた場合；</p> <p>(i)個人の場合；</p>	<p>Section 83 Right to continue use begun before priority date³⁰²</p> <p>(1) Where a patent is granted for an invention, a person who in Hong Kong before the deemed date of filing of the application for the standard patent or the date of filing of the application for the short-term patent (as the case may be) or, if priority was claimed, before the date of priority-</p> <p>(a) does in good faith an act which would constitute an infringement of the patent if it were in force; or</p> <p>(b) makes in good faith effective and serious preparations to do such an act,</p> <p>has the rights specified in subsection (2).</p> <p>(2) The rights referred to in subsection (1) are-</p> <p>(a) the right to continue to do or, as the case may be, to do the act referred to in subsection (1);</p> <p>(b) if such act was done or preparations had been made to do it in the course of a business-</p> <p>(i) in the case of an individual-</p>
---	---

³⁰¹ http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/fips/pdf/hong_kong/tokkyo_jourei.pdf [最終アクセス日: 2011年3月9日]

³⁰² http://www.legislation.gov.hk/blis_ind.nsf/CurAllEngDoc/9540FC8584D24BCE482564F100383D1C?OpenDocument [最終アクセス日: 2011年3月9日]

<p>(A) そうする権利を譲渡する権利、又は死亡時に当該権利を移転する権利；又は</p> <p>(B) 業として当該行為が行われていたか又はそうするための準備が行われていた当該業において、当該個人のパートナーのいずれかが当該行為を行うことを許諾する権利</p> <p>(ii) 法人の場合；当該行為を行う権利を譲渡する権利、又は当該法人の解散時に、当該権利を移転する権利</p> <p>(3)(2)に定める権利は、(1)にいう行為を行うためのライセンスを何人に与える権利を含まない。</p> <p>(4)(2)に基づき付与された権利の行使において、特許製品が他人に処分される場合は、当該他人又は当該人を通じたと主張する何人も、特許権者により特許製品が処分されたものと同じとして取り扱うことができる。</p>	<p>(A) the right to assign the right to do it or to transmit such right on death; or</p> <p>(B) the right to authorize the doing of that act by any of his partners for the time being in the business in the course of which the act was done or preparations had been made to do it;</p> <p>(ii) in the case of a body corporate, the right to assign the right to do it or to transmit such right on the body's dissolution, and the doing of that act by virtue of this subsection shall not amount to an infringement of the patent concerned.</p> <p>(3) The rights specified in subsection (2) shall not include the right to grant a licence to any person to do an act referred to in subsection (1).</p> <p>(4) Where a patented product is disposed of to another in exercise of a right conferred by subsection (2), that other and any person claiming through him may deal with the product in the same way as if it had been disposed of by a registered proprietor of the patent.</p>
---	--

Part B : 先使用権制度の概要（一般）

設問 2. 先使用権制度の概要（趣旨）

貴国の先使用権制度の概要を御説明ください。特に、制度の趣旨、及び導入の経緯あるいはモデルとなった他国の法律の有無等がわかりましたら、御説明ください（わからない場合には、わからないと記入してください）。

(a) 先使用権制度の趣旨：

香港専利条例第 83 条において、香港特許の出願日又は優先権日前に、香港において、特許製品と同一の製品を処分又は同一の製法を実施していた、又はその実施のための準備をしていた者に、引き続き当該製品の処分又は実施を認めるものである。その制度の主旨は、特許権者が、最先に発明を完成し、又はその発明を最先に実施したとは限らず、出願日（又は優先権日）以前に、同じ発明を行い、かつその発明を実施するために必要準備をしていた者を、先使用者として、その製品の製造又はその製造方法の実施を継続して認めるものである。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制：

香港専利条例は、1997 年 7 月 1 日の中国主権移譲前に、1977 年英国特許法を参照し制定され、第 83 条は、英国特許法第 64 条にほぼ対応している。

Part C : 先使用権制度の概要（解釈）

(1) 成立要件

設問 3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

貴国の専利条例第 83 条 (又はその他) で認められる先使用権について、個々の要件とその解釈について御説明ください。

香港においてある者が、特許が付与されたある発明の特許出願日前に、(i)特許が有効であれば侵害を構成する行為を、善意で行った、又は(ii)善意でその行為を行うために有効かつ真摯な準備を行っていた場合、その特許が存在しても、その者の行為を継続して行うことを認めるものである。

なお、これは第三者にライセンスを許諾して実施させる権利を含まない。ただし、個人及び法人にあって、当該行為を行う権利を承継又は譲渡することは認められている。

設問 4. 善意 (in good faith) の意味

貴国の専利条例第 83 条(1)(a)(b)に、先使用権の要件として“善意 (真誠)”が規定されています。この善意の意味を御説明ください。また、善意と認められる場合及び/又は善意とは認められない場合を例示してください。

(a) 善意の意味

具体的に香港専利条例では定義されていない。

慣習法において、善意か悪意かについて客観的な視点から、かつ、各事例において、許容される商業活動の基準によって判断されるべきである。

Gromax Plastculture Ltd. Vs Don & Low Nonwovens Ltd. [(1999) PRC367] 事件

「私がこういう場面では悪意のある行為という定義をしようとは考えていない。ただ、それは明確に不誠実で、特定の分野における取引を検討した際に特定の業界内で理性的で経験豊かな人々に認められる基準を満たすか否かということある。議会が誠意のない活動であるかどうか詳細に説明をしなかったことは賢明であったと思う。このような状況下では、善意でない行為であるとみなすために、取引が標準からどの程度外れているかを判断することは、裁判所が決めることでなく、問題になっている言動を考慮し、全ての重要な事実と取り巻く事情を調査すべきということである。³⁰³」

Ajit Weekly Trademarks [(2006) PRC25] 事件

「当該テストの主観的な要素には、法廷が被告人は取引の事情あるいは他の問題点について承知していたかを確定しなければならないという点であり、その後、客観的な要素ということを確認するについて、被告人自らの誠実性に関する基準は無関係であって、当該承知していた取引の事情とあらゆる問題点を踏まえて、誠実な人々の通常の基準で、被告

³⁰³ 当該事件の要旨はシンガポール特許庁のホームページで参照できる。

<http://www.ipos.gov.sg/topNav/pub/dec/2006/Opposition+by+Glaxo+Group+Limited.htm> [最終アクセス日：2011年3月24日]

人の行為が不誠実であったかどうかを決定しなければならない。³⁰⁴」

設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用权は認められるか

貴国の専利条例第 83 条には、発明の知得の経路についての文言は記載されていません。当該実施の発明を「発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合にも先使用权は認められるのでしょうか。

それは当事者が善意で行った行為か否かにより判断される。仮に、その者が発明者又は第三者に対する守秘義務を負わない場合、香港専利条例第 83 条に定める先使用权を得る可能性がある。

設問 6. 先使用权の基準日

貴国の専利条例では、先使用权の基準日は「標準特許出願のみなし出願日又は（場合により）短期特許出願日前に」とありますが、この「みなし出願日（當作提交日期）」の意味を御説明ください。

香港における標準特許出願では、英国出願（英国を指定する欧州特許を含む）又は中国出願をその指定出願として、その公開から 6 か月以内に香港出願することが要件となっており、その指定出願における出願日を「みなし出願日」としている。

設問 7. 実施の準備と先使用权

貴国の専利条例第 83 条では、先使用权の要件として実施及び有効かつ相当の準備が規定されています。この「相当の準備」がどのように解釈されているかを御教示ください。

「相当の準備」について、専利条例で定義する規定は存在しない。それらは、関連業界の基準に基づき、裁判所が判断するものである。しかし、一般的には、先使用者がその発明について、製品を製造するために既に投資を行い、あるいは製造方法を実施できるまでの設備を十分に準備したなど具体的な事実関係により決定されるものと考えられる。

設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合

先使用权の要件である実施の基準日について、貴国の専利条例第 83 条では「標準特許出願のみなし出願日又は（場合により）短期特許出願日前」となっています。この実施について、基準日以前に実績があれば十分なののでしょうか。あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか。特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用权は認められるのでしょうか。

³⁰⁴当該事件の要旨はシンガポール特許庁のホームページで参照できる。

<http://www.ipos.gov.sg/NR/rdonlyres/AFF66AA6-CA2B-4262-97AC-86D531B9D884/17644/CBT0704281ACOMPANY SICCompanyASvCBRTTextileGMBH.pdf> [最終アクセス日：2011年3月24日]

香港專利條例第 83 条において、発明の実施を継続している必要があるか否か具体的に定めていないが、基準日前に実施していた事実があれば先使用権は発生すると考える

設問 9. 輸入行為は先使用権の対象となるか

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるでしょうか。

先使用権の対象となる。特許の主題である製品、特許の主題である方法、さらにその発明が製造方法である場合に、その製造方法により直接取得された製品を、香港国内に輸入する行為について、香港專利條例第 73 条（発明の直接実施の禁止）に特許の効力の範囲として含まれる。

(b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

香港において当該製品の輸入と販売が、特許基準日（みなし出願日）以前に行われていた事実を示す輸出インボイス又は販売証拠を保存しておくことが望ましい。また、香港における販売を裏付ける資料として、自国その他で製造していたことを合理的に証明できる資料を保存しておくべきと考える。

特に留意しなければならないのは、当該特許に対応する指定特許（英国又は中国出願）の出願日以前に香港内で実施していたことを証明することと考える。

設問 10. 輸出行為が先使用権の対象となるか

貴国において、輸出行為も先使用権の対象となるのでしょうか（我が国の特許法第 2 条(3)の実施の定義には、「輸出」する行為が含まれています。このため、我が国では先使用権の対象となる実施に「輸出」する行為が含まれると解釈されています）。

先使用権の対象となる。香港專利條例第 73 条(a)(ii)において、特許の主題となる製品について、販売（香港又は他所で）する目的か否かを問わず製品を在庫すること、また、特許の主題となる製造方法である場合、その方法で直接製造された製品を、販売（香港又は他所で）する目的か否かは問わず製品を在庫することは、同条(c)(ii)で禁止条項に規定されている。

設問 11. 実施と新規性の関係（実施が公然実施の場合）

貴国の專利條例第 83 条では、先使用権の要件として特許権侵害となる行為が規定されています。この行為に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。先使用権の要件である特許権侵害となる行為と特許の無効との関係を説明してください

香港專利條例第 83 条にいう「行為」は防衛手段であって、既に善意に発明を完成し、必要な準備を行っていた善意の者が、その後、許可された特許に基づき侵害排除措置を受けないように保護することが目的となっている。

したがって、先使用権の主張とともに、その後の特許に新規性がない場合には、何人も特許の取消を裁判所に求めることができるが、問題は、技術水準の範囲に該当するか否かであり、香港專利條例第 92 条(2)において、その「技術水準」とは、

- (i) 標準特許出願のみなし出願日前、又は優先権が主張されている場合は、その優先権日前；又は
- (ii) 短期特許出願の出願日前、又は優先権が主張されている場合は、その優先権日前のいずれか早い時期に、書面又は口頭の説明、又は実施により、又はその他いずれかの方法で公衆に、香港内外を問わず利用可能になった全てを含むものと規定されている。

(2) 先使用権者が実施できる範囲

設問 12. 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

貴国の專利條例第 83 条には、先使用権者の権利の一つとして、「(1)にいう行為を継続する、又は場合により、その行為を行う権利」とあります。この条文の意味について、例を挙げて御説明ください。

先使用権の定義については香港專利條例第 83 条(1)に規定し、ある特許の存在とは別に、先使用権があるのであれば、継続して実施を認めることを規定したものと解釈すべきと考える。

その内容は、「先使用権者であれば、当該特許の出願日又は優先権日以前に実施していた発明又はその実施のために準備していた行為を引続き行うことができる。」である。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるでしょうか。

(a) 生産数量の拡大：

香港專利條例第 83 条及び他の規定で、先使用権の拡大を否定する条項はないので、先使用権者は、生産規模、輸入規模、香港内での販売地域を拡大することは認められると考える。ただし、どの程度までの拡大が認められるかの基準はないので、明確な回答はできない。

(b) 輸入規模の拡大：

輸入量を拡大することは許容される。

(c) 実施地域の変更：

香港地域内に限り、実施に伴う製品の販売地域を拡大することに制限はない。

設問 12-2. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等を行うことが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

- (a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

実施行為の変更については香港専利条例第 83 条には明確に規定されていないが、当該特許出願日前に、輸入及び販売を行っていた先使用権者が輸入行為を終了し、新たに香港国内で製造し、引き続きその製品を販売する行為は、それ以前に行われていた先使用権に基づく状況と何ら変わるものでないから、先使用権者には製造する権利があると考え。ただし、同条(3)において第三者へのライセンス許諾は認めていないので、全量の製造委託の上での販売行為は、元来認められる先使用権の範囲を超えたとして争議の対象となる可能性をないとはいえないと考える。

- (b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）

製造方法の発明の実施についてであるが、先使用権はあくまでの防衛手段であり、設問のように塩酸から硝酸を用いる合成方法に、特許付与後に変更することが許されるかは、当業界で一般的に置換される酸であったかなどの合理的な理由が求められるであろう。第 83 条に定める防衛的な権利の範囲に該当すると認められるかは判断できない。

- (c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）

年月を経て、生産設備等がリニューアル又は改良されていくことは当然に予測できることであり、生産の拡大を目的とした生産設備等の新規増設あるいは既存設備を再設計又は改造を行い、生産を継続することは先使用権の継続的な実施の範囲であると主張できると考える。

設問 13. 下請企業と元請企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、そ

の指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態) というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのでしょうか。仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのでしょうか。

下請企業と元請企業との契約で、製品の製造により下請企業には先使用権を有しないことが規定されている場合、先使用権は元請企業のみに属することで争いはないとする。

しかしながら、契約に取り決めがない場合であっても、設問にあるように、元請企業の指揮命令で生産することが契約の主旨であることを考慮して、下請企業に先使用権という防衛的権利が発生すると考えるのは妥当でないとする。

したがって、元請企業は、自身の有する先使用権に基づき、下請企業を変更することは可能とする。

設問 14. 先使用権の登録

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度は設けられていますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか、及びその効果について御説明ください。

登録制度は設けられていない。

設問 15. 先使用権が第三者に及ぶか

貴国の専利条例第 83 条(4)の解釈として、他者の特許出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害とはならない（他者の特許出願後に仕入れを開始した場合を含む）と考えて、よろしいのでしょうか？

香港専利条例第 83 条(4)は、先使用権者により製造販売された製品が処分（販売）されたことで、それを購入した第三者が使用、販売（転売）したとしても、その製品は登録特許権者により処分された物として取り扱うと規定されており、販売により消尽したことを規定しているとする。

他者の特許権に対する先使用権が製造及び販売した者に存在するのであれば、他者の特許出願日後に仕入れ開始した場合であっても同条(4)の適用が受けられるとする。

(3) 移転等に関わる問題

設問 16. 先使用権の移転（移転可能性及び移転の要件）

貴国の専利条例第 83 条(2)(b)は先使用権の移転に係る条文であると思われます。

(i)個人の場合；

(A)そうする権利を譲渡する権利、又は死亡時に当該権利を移転する権利；又は

(B)業として当該行為が行われていたか又はそうするための準備が行われていた当該業に

において、当該個人のパートナーのいずれかが当該行為を行うことを許諾する権利
(ii) 法人の場合；当該行為を行う権利を譲渡する権利、又は当該法人の解散時に、当該権利を移転する権利

この条文の意味について、(a) 個人の場合の、「パートナーのいずれか」の意味を、及び、(b) 法人の場合の譲渡について、何か制限が設けられていないかを御説明ください。(我が国の場合、先使用权の譲渡は「実施の事業と共に」する場合に認められることとなっています(専利条例第94条))

(a) 「パートナーのいずれか」の意味：

先使用权者が個人であって、業として当該行為を行っていたか又はその行為を行うための準備をしていた場合、当該個人のそのときのパートナーの何れかに継続して実施できる権利を譲ることができると、香港専利条例第83条(2)(i)(B)で規定しているものの、パートナーについては、特に定義されていない。多分、その個人と利益を共有する関係人を指すと考える。

(b) 権利の移転に際する制限事項：

「営業とともに譲渡しなければならない」との制限条項は設けられていない。したがって、当事者間の移転契約が、慣習法に基づき締結されているならば、先使用权の譲渡は認められる。

設問 17. 種々の移転と先使用权

設問 16 に関連した質問です。以下のような場合に、それぞれ先使用权の権利者はどのように変動すると考えればよいでしょうか。

(a) 先使用权を有する企業の買収や先使用权を有する企業の分社により、先使用权がどのように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。(極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用权者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。)

企業買収には、種々の形態が考えられるが、仮に買収によっても被買収企業が別法人格として存続している場合、先使用权は被買収企業に残ると考えられます。また、企業の分割によって被買収企業の資産の一部を所有するために新たな企業が設立され、移転された資産の一部として先使用权を含む場合、新企業は当該(先使用权)権利を有すると考える。

ただし、設問にある買収後に大企業と小企業が別々の企業として存続するのであれば、小企業から大企業に先使用权を譲渡しておくことが必要であると考えます。

(b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用权が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用权が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用权は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用权は子会社にも認められる

でしょうか。

企業グループの場合、それぞれの企業は独立した法人格であるので、先使用権を有する企業だけが権利を行使できると解釈されるべきと考える。先使用権者又はその承継を受けた者でない場合、親会社と子会社の関係であったとしても、同時に両名に先使用権が及ぶと考えるべきではない。

(c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるでしょうか。

グループ企業間の関係であっても、生産行為と輸入・販売行為を区別して考えるべきであり、香港に輸入・販売行為を行っていた香港の子会社は、輸入・販売する行為について先使用権を有するとの主張をできると考える。なお、輸入販売していた国内企業が、その生産行為を新たに行い販売する行為については、設問 12-2(a)を参照。

設問 18. 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用権の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。

移転を登録する制度は設けられていない。

設問 19. 再実施の可否

貴国の専利条例第 83 条(3)の解釈として、先使用権者には再実施を許諾する権原はないと思われます。それで間違いはないでしょうか。

再実施を許諾する権原はない。

設問 20. 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用権が消滅又は放棄されたと判断されることはあるのでしょうか。例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にはどうでしょうか。

事業が廃止された場合、その廃止前に先使用権を譲渡した第三者以外による実施は、善意に当たらず、先使用権を主張することはできないと考えるべきである。

また、長期の中断の後の再開が先使用権の継続に当たるかどうかは、ケースバイケースであり、再開後の製品が先使用権を主張した製品との関連で同一性を立証できるなど先使用権を主張できる合理的な証明書類や証拠が存在している場合に限ると考える。

設問 21. 先使用権の対価

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのでしょうか。

先使用権者は特許権者に対して、当該先使用権に基づく補償金又は実施料を支払う義務はない。

Part D : 運用状況

設問 22. 貴国での先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

そのような活動は見当たらない。

設問 23. 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。

ほとんど利用された例がない。

設問 24. 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

判例データは発見できなかった。

設問 25. 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

侵害裁判における非侵害の抗弁。具体的な判例は発見できなかった。

設問 26. 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いします

具体的な判例は発見できなかった。

設問 26-2. 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

具体的な判例は発見できなかった。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があること

を考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

製品を開発した際に、特許出願しないでノウハウにとどめておくのであれば、当該ノウハウに関する技術が既に世界公知であることを示す文献資料をできるだけ多く保存しておくしかないと考える。

香港での先使用権を、将来、紛争が生じたときに主張するために香港での実施（販売又は製造開始）日について、輸出入書類、あるいは輸入代理店など香港企業との間で、製品を特定できる内容で契約書が締結されていたのであれば、その契約書の保存が考えられる。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

公証人（Notary Public）制度がある。公証人の主な業務として、書面について公正証書の発行サービスがある。ただし、証拠書類としての公正証書は、契約等の当事者間では有力であっても、その公正証書の正当性について第三者は異議を唱える権利があるので、当該書類に公証が付与されていたか否かによる影響はないと考える。

Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

特に発表されていない。